

オンライン資格確認 未導入施術所 受領委任の取り扱い中止へ 療養費検討専門委員会

2025（令和7）年2月28日（金）に第30回柔道整復（柔整）療養費検討専門委員会と第33回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）療養費検討専門委員会が約1年ぶりに開催された。両委員会とも議題は「施術所におけるオンライン資格確認について」。この中でオンライン資格確認導入の促進策として、「受領委の取り扱い中止」を含めた対応策とそのスケジュールが提出され、両委員会は基本的に了承した。

同一議題で提出資料もほぼ同一のため両委員会の報告は1本化して伝える。

オンライン資格確認導入状況

厚生労働省の事務局はまず、今年2月23日時点の柔整師の施術所とあはき師の施術所のオンライン資格確認の導入状況を掲示。それによると柔整の利用申請施術所数は37,985所、これは厚生局届け出の施術所の84・9%に当たり、準備完了施術所数は36,161所（80・8%）であった。あはき師の申請施術所数は17,709所で、厚生局届出の施術所の53・4%、準備完了数は14,211所（42・8%）。

また、事務局は未導入施術所についても「やむを得ない事由」に該当するかどうかの調査結果を委員会に提出した。調査結果によると柔整施術所で、直近1年間で受領委任払いを実施している施術所のうち「やむを得ない事由」での未導入が31%あった。それ以外の義務化対象施術所は69%ある。さらにそのうちの14%がまだ導入予定が立てることのできない施術所だった。

あはき施術所では直近1年間で受領委任払いを実施している施術所のうち「やむを得ない事由」が34%で、それ以外の対象施術所は66%、導入予定が立てることのできない施術所は14%あった。

「やむを得ない事由」

- ① 高齢によりオンライン資格確認が困難
- ② 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所
- ③ 令和7年12月2日までの受領委任の取り扱い中止を決めている施術所
- ④ 併設の施術所で従たる施術所

オンライン資格確認導入対応策

健康保険証の有効期間が最長2025（令和7）年12月2日となっているため、もう一段導入を増加させる策を事務局は委員会に示し了承を求めた。

（1）対応策とそのスケジュール

- ① 令和7年12月をめぐりに未導入施術所に、厚生局などから集団指導の案内
- ② 令和8年1月めぐりに集団指導の実施
- ③ 令和8年夏めぐりに受領委任の中止となり得る旨の通知
- ④ 令和8年1月めぐりに受領委任の中止

（2）マイナ保険証利用促進のための取り組みに対する協力金事業をおこない、オンライン資格確認を導入している施術所で、マイナ保険証利用の促進取組を積極的に行う院には定額の協力金を支払う。施術所当たり5万円。

これは昨年10月に公益社団法人日本柔道整復師会、全国柔道整復師統合協議会が厚生労働省に申し入れた「施術所におけるマイナ保険証利用促進のための支援を求める要望」結果と思われる。

（手技療法業界 NEWS2024年10月30日発行 Vol.14で既報）



第 30 回 柔整療養費検討専門委員会



第 33 回 あはき療養費検討専門委員会

事務局はこのような硬軟織り交ぜた対応策を検討専門委員会に示し了承を求めた。柔整の委員会では「請求団体に加入している未導入の施術所へは団体などがもっと積極的に動く必要がある。施術所まかせではいけない」、「受領委任中止は 1 年遅い、保険証の有効期間が切れる今年 12 月までに行うべきだ」などの意見が多く出され、了承は座長あずかりとなった。

あはきの検討専門委員会でも「請求団体などへ加入する施術所で未導入は請求団体などの責任」などの意見が出されたが、事務局案は了承された。